

◎新潟県告示第48号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系五十嵐川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和元年5月17日
- 3 廃川敷地等の位置
三条市本町五丁目274番地先から同市本町六丁目220番4地先まで（五十嵐川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,942.23平方メートル